

平成29年第10回小金井市教育委員会定例会議事日程

平成29年10月10日(火)

午後1時30分開会

801会議室

日程	議 題
第1	会議録署名委員の指名
第2	代 処 第 8 号 職員の人事異動に関する代理処理について
第3	選 第 2 号 小金井市奨学資金運営委員会委員の推薦について
第4	議案第22号 小金井市図書館協議会委員の委嘱について
第5	議案第23号 小金井市公民館運営審議会委員の委嘱について
第6	議案第24号 小金井市立学校文書取扱規程の一部を改正する規程
第7	報 告 事 項 1 平成29年第3回小金井市議会定例会について
	2 図書館貫井北分室及び東分室の事業運営委託評価の結果について
	3 公民館貫井北分館及び東分館の事業運営委託評価の結果について
	4 その他
	5 今後の日程

代処第8号

職員の人事異動に関する代理処理について

このことについて、小金井市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和32年教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定により別紙のとおり代理処理したので、同条第2項の規定に基づきその承認を求める。

なお、本案件は職員の人事異動を行う必要が生じたが、教育委員会の議決すべき事項で特に緊急を要し、教育委員会を開催する時間的余裕がないため、別紙のとおり代理処理したものである。

平成29年10月10日提出

小金井市教育委員会
教育長 山本修司

(写)

代理処理書

職員の人事異動を行う必要が生じたが、教育委員会の議決すべき事項で特に緊急を要し、教育委員会を開催する時間的余裕がないため、小金井市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和32年教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定により、下記のとおり代理処理する。

平成29年9月20日

小金井市教育委員会
教育長 山本修司

記

1 発令対象者等

発令事項	氏名	旧所属	備考
生涯学習部長兼公民館長事務取扱	西田 剛	生涯学習部長	兼職

2 発令年月日

平成29年9月20日

代処第8号資料

平成29年9月20日付け教育委員会職員人事異動発令件数内訳

職務別発令内容	部長職	課長職	係長職	主任職	一般職	合計
出向						0
昇任						0
昇任・昇格						0
降任・降格						0
転任						0
転任・昇任						0
転任・昇任・昇格						0
転任・任用換						0
配置換						0
任用換						0
採用						0
併任						0
併任解除						0
兼職	1					1
兼職解除						0
合計	1	0	0	0	0	1

選第2号

小金井市奨学資金運営委員会委員の推薦について

小金井市奨学資金運営委員会委員（1人）の推薦を求める。

平成29年10月10日提出

小金井市教育委員会
教育長 山本 修司

（提案理由）

教育委員会から選出されている委員が任期満了となるため、小金井市奨学資金支給条例第6条の規定により、委員を推薦する必要があるため、本案を提出するものであります。

選第2号資料

小金井市奨学資金運営委員会委員

平成29年10月1日現在

No.	職名	氏名	所属区分	任 期
1	委員長	鮎川 志津子	教育委員会委員	平成29年8月1日から平成31年7月31日まで
2	委員	福元 弘和	教育委員会委員	平成27年10月30日から平成29年10月29日まで
3	委員	末松 裕基	識見を有する者	平成27年10月30日から平成29年10月29日まで
4	委員	不破 淳一	小金井市立学校の教職員	平成29年7月1日から平成31年6月30日まで
5	委員	大友 敬三	小金井市立学校の教職員	平成29年7月1日から平成31年6月30日まで
6	委員	坂本 敬	公募による者	平成29年7月1日から平成31年6月30日まで
7	委員	町田 博司	公募による者	平成29年7月1日から平成31年6月30日まで
8	委員	山田 悟	公募による者	平成29年7月1日から平成31年6月30日まで

議案第22号

小金井市図書館協議会委員の委嘱について

小金井市図書館協議会条例第3条に定める小金井市図書館協議会委員（第15期）を別紙のとおり委嘱する。

平成29年10月10日提出

小金井市教育委員会
教育長 山本修司

（提案理由）

小金井市図書館協議会委員が、平成29年10月31日をもって任期満了となるので、新たに委員を委嘱するため、本案を提出するものであります。

別紙

小金井市図書館協議会委員候補者名簿（第15期）

任期自：平成29年11月 1日

至：平成31年10月31日

氏名	所属・推薦団体等	委員歴	摘要
オオトモ ケイソウ 大友 敬三	小金井市立小中学校校長会 (東中学校校長)	2期	1号委員 学校の代表者
カモシタ マキコ 嶋下 万電子	小金井市子ども文庫サークル連絡会 小金井市の図書館・学校図書館を 考える会	2期	2号委員 社会教育関係団体の 代表者
イシダ シズコ 石田 静子	小金井市社会教育委員の会議	3期	3号委員 社会教育委員
ミズタニ タカコ 水谷 多加子	小金井市立小中学校PTA連合会	新規	4号委員 家庭教育の向上に資する 活動を行う者
タナカ ニキオ 田中 幸夫	国立大学法人 東京農工大学	3期	5号委員 学識経験者
ナガタ ヒデカズ 長田 秀一	亜細亜大学	新規	5号委員 学識経験者
ヨシダ カズオ 吉田 和夫	玉川大学 教師教育リサーチセン ター	2期	5号委員 学識経験者
サカノ ショウイチ 坂野 勝一	公募市民	2期	6号委員 市民公募
ナカザト シンゴ 中里 成子	公募市民	3期	6号委員 市民公募
フジモリ ヨウコ 藤森 洋子	公募市民	3期	6号委員 市民公募

議案第 22 号資料 1

小金井市図書館協議会（第 15 期）概要

- 1 定 員 10人
- 2 任 期 2年（平成29年11月1日～平成31年10月31日）
- 3 男女別数 男性 5人（50%） 女性 5人（50%）
- 4 平均年齢 全体平均 65歳（男性62歳・女性68歳）
最高年齢 74歳（女性） 最低年齢 51歳（女性）
- 5 再任等 再任者 8人（80%） 新任者 2人（20%）
- 6 選任基準 小金井市図書館協議会条例
小金井市図書館協議会委員候補者選出要綱

議案第 2 2 号資料 2

○小金井市図書館協議会条例

平成元年 3 月 4 日 条例第 3 号

改正

平成17年 3 月 2 日 条例第 7 号

平成23年 9 月 22 日 条例第 16 号

小金井市図書館協議会条例

(設置)

第 1 条 小金井市立図書館（以下「図書館」という。）の適正な運営を図るため、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 14 条の規定に基づき、小金井市図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、図書館の運営に関し小金井市立図書館長（以下「館長」という。）の諮問に応じる。

2 協議会は、図書館の行う図書館奉仕について館長に対して意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 協議会は、次の各号に掲げる者で、小金井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する委員 10 人以内をもって組織する。

- (1) 市内に設置された学校が推薦した学校の代表者 1 人以内
- (2) 市内の社会教育関係団体が推薦した団体の代表者 1 人以内
- (3) 社会教育委員 1 人以内
- (4) 家庭教育の向上に資する活動を行う者 1 人以内
- (5) 学識経験者 3 人以内
- (6) 市民 3 人以内

2 前項第 6 号の委員は、公募によるものとする。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、原則として連続して 3 期を超えてはならない。

2 委員に欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によつて定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議長は、会長が務める。
- 4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、図書館において処理する。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

(特別職の給与に関する条例の一部改正)

- 2 特別職の給与に関する条例（昭和31年条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

「	社会教育委員	日額	7,600円」
---	--------	----	---------

を

「	社会教育委員	日額	7,600円
	図書館協議会	会長	日額 8,400円
		委員	日額 7,600円」

に改める。

付 則（平成17年3月2日条例第7号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条の規定は、平成17年11月1日以降に委嘱する委員の組織から適用する。この場合において、改正後の第4条第1項の規定は、この条例の施行の際現に委員に委嘱されている者の平成13年11月1日以降の任期についても通算して適用する。

付 則 (平成23年9月22日条例第16号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の小金井市図書館協議会条例の規定は、この条例の施行の日以後に委嘱する委員の組織から適用する。

(準備行為)

- 3 前項に規定する委嘱に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

議案第22号資料3

○小金井市図書館協議会委員候補者選出要綱

平成11年4月13日制定

改正

平成13年9月1日

平成17年7月12日

平成19年4月1日

平成21年4月1日

平成23年11月1日

平成24年12月4日

小金井市図書館協議会委員候補者選出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、図書館法（昭和25年法律第118号）第15条及び小金井市図書館協議会条例（平成元年条例第3号）第3条の規定に基づき、小金井市図書館協議会委員候補者（以下「候補者」という。）の選出について、必要な事項を定めることを目的とする。

(選出基準)

第2条 候補者の選出は、次の各号に基づき行うものとする。

- (1) 市内に設置された学校が推薦した学校の代表者 1人以内
- (2) 市内の社会教育関係団体が推薦した団体の代表者 1人以内
- (3) 社会教育委員 1人以内
- (4) 家庭教育の向上に資する活動を行う者 1人以内
- (5) 学識経験者 3人以内
- (6) 市民 3人以内

(推薦依頼方法)

第3条 候補者の推薦依頼方法は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 学校の代表者 小金井市立小中学校長会に対し、候補者の推薦を依頼する。
- (2) 社会教育関係団体の代表者 当該年度の小金井市社会教育関係団体の内、青少年育成館関係団体、女性問題関係団体、福祉・ボランティア・環境関係団体、及び学習・研究等各種団体に対し、候補者の推薦を依頼する。

(3) 社会教育委員 社会教育委員の会議に対し、候補者の推薦を依頼する。

(4) 家庭教育の向上に資する活動を行う者 小金井市立小中学校PTA連合会等に対し、候補者の推薦を依頼する。

(選出方法)

第4条 前条に基づき推薦があった候補者及び第2条第5号に規定する学識経験者3人以内は学者等を含め、小金井市図書館協議会委員候補者選考会議（以下「選考会議」という。）に諮り決定するものとする。

(公募委員)

第5条 第2条第6号の委員は、公募によるものとし、選考方法については別に定める。

(補欠委員)

第6条 補欠委員は、前任者の残任期間が選出、選考期間を除いて1年以上ある場合に限り置くことができる。ただし、第2条第1号から第4号までに規定する委員の補欠委員を置く場合は、この限りでない。

(選考会議)

第7条 選考会議は、教育長、生涯学習部長、学校教育部長、生涯学習課長、図書館長及び公民館長をもって構成する。

(委任)

第8条 この要綱の施行に関し、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

この要綱は、平成11年4月13日から施行する。

付 則（平成13年9月1日）

この要綱は、平成13年9月1日から施行する。

付 則（平成17年7月12日）

この要綱は、平成17年7月12日から施行し、この要綱による改正後の小金井市図書館協議会委員候補者選出要綱の規定は、平成17年11月1日以降に委嘱する委員の選出から適用する。

付 則（平成19年4月1日）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成21年4月1日）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成23年11月1日）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の小金井市図書館協議会委員候補者選出要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に委嘱する委員の選出から適用する。

(準備行為)

- 3 前項に規定する委嘱に必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

付 則 (平成24年12月4日)

この要綱は、平成24年12月4日から施行する。

議案第23号

小金井市公民館運営審議会委員の委嘱について

小金井市公民館条例第16条に定める小金井市公民館運営審議会委員（第34期）を別紙のとおり追加委嘱する。

平成29年10月10日提出

小金井市教育委員会

教育長 山本 修司

（提案理由）

第34期小金井市公民館運営審議会委員に欠員が生じ追加委嘱する必要があるため、本案を提出するものであります。

別 紙

小金井市公民館運営審議会委員追加候補者名簿（第34期）

任期 自：平成29年10月16日

至：平成31年 9月 8日

氏 名	所 属・推 薦 団 体	委 員 歴	摘 要
さかい あやこ 酒井 文子	公募委員	新 規	市 民

議案第23号資料1

小金井市公民館運営審議会委員（第34期）追加候補者概要

- 1 人 数 1人
- 2 任 期 平成29年10月16日から平成31年9月8日
- 3 男女別数 女性 1人
- 4 年 齢 50歳代
- 5 再 任 等 新任者
- 6 選 任 基 準 小金井市公民館運営審議会規則
小金井市公民館運営審議会委員候補者選出要綱

議案第23号資料2

小金井市公民館運営審議会委員（第34期）概要（候補者含む）

- 1 人数 10人（定数10人）
- 2 任期 平成29年9月9日から平成31年9月8日（9人）
平成29年10月16日から平成31年9月8日（1人）
- 3 男女別数 男性 7人 女性 3人
- 4 平均年齢等 全体平均 62.7歳（男性 61.9歳・女性 64.7歳）
最高年齢者 76歳（男性） 最低年齢者 47歳（男性）
- 5 再任等 再任者 5人 新任者 5人
- 6 選任基準 小金井市公民館運営審議会規則
小金井市公民館運営審議会委員候補者選出要綱

議案第23号資料3

小金井市公民館運営審議会規則

(目的)

第1条 この規則は、小金井市公民館運営審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員の構成)

第2条 小金井市公民館条例（昭和43年条例第15号。以下「条例」という。）第17条に規定する委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 小金井市内に設置された各学校の長 1人以内
- (2) 小金井市内に事務所を有する教育、学術、文化、産業、社会事業等に関する団体又は機関を代表する者 5人以内
- (3) 学識経験者 1人以内
- (4) 市民（応募時に18歳以上であって市内在住、在勤又は在学の者） 3人以内

2 前項第4号の委員は、公募とする。

3 前項の公募について必要な事項は、教育長が別に定める。

4 委員の任期は、条例第18条に規定する期間とし、再任を妨げない。ただし、原則として連続して3期を超えてはならない。

(会議の招集)

第3条 審議会は、委員長が招集する。

(審議会の議事)

第4条 審議会は、委員定数の半数以上が出席しなければ会議を開き議決することができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決すところによる。

(委員欠席)

第5条 委員は、疾病その他の事故で会議に出席することができないときは、あらかじめその旨を委員長に届け出なければならない。

(事務の処理)

第6条 審議会の事務は、小金井市公民館庶務係において処理する。

(会議及び報告)

第7条 委員長は、会議録及び必要書類を作成し、教育委員会に報告するものとする。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の議事の手続、その他運営に関して必要な事項は、教育長が別にこれを定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和47年12月28日教委規則第5号)

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成3年8月13日教委規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成17年5月11日教委規則第9号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第2条の規定は、平成17年9月9日以降に委嘱する委員の構成から適用し、この規則の施行の際現に委員に委嘱されている者の平成11年9月9日以降の任期についても通算して適用する。

付 則 (平成29年5月29日教委規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の小金井市公民館運営審議会規則の規定は、この規則の施行の日以降に行う委員の公募から適用する。

議案第23号資料4

小金井市公民館運営審議会委員候補者選出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、小金井市公民館運営審議会規則（昭和43年教育委員会規則第2号。以下「規則」という。）第8条の規定に基づき、小金井市公民館運営審議会委員候補者（以下「委員候補者」という。）の選出について、必要な事項を定めることを目的とする。

(推薦依頼の方法)

第2条 委員候補者の選出のため、次の各号の定めるところにより各団体等に対し、委員候補者の推薦を依頼する。

(1) 各学校の長 小金井市立小中学校長会に対し、1人の推薦を依頼する。

(2) 各種団体の代表

ア 教育、学術、文化の団体は、市内の当該年度の小金井市社会教育関係登録団体に対し、2人の推薦を依頼する。

イ 産業団体は、小金井市商工会に対し、1人の推薦を依頼する。

ウ 社会事業団体は、小金井市社会福祉協議会に対し、1人の推薦を依頼する。

エ 家庭教育の向上に資する活動を行う者は、小金井市立小中学校PTA連合会に対し、1人の推薦を依頼する。

(選出の方法)

第3条 規則第2条第1項第3号の学識経験者及び前条各号に基づき推薦があった候補者については、小金井市公民館運営審議会委員候補者選考会議（以下「選考会議」という。）に諮り選出するものとする。

2 規則第2条第2項の規定により応募があった候補者については、選考会議において選考するものとする。

(補欠委員)

第4条 補欠委員は、前任者の残任期間が選出、選考期間を除いて1年以上ある場合に置くことができる。

(選考会議)

第5条 選考会議は、教育長、学校教育部長、生涯学習部長、生涯学習課長、図書館長及び公民館長をもって構成する。

(候補者名簿の作成)

第6条 第3条の規定に基づき選出された委員候補者については、小金井市公民館運営審議会委員候補者名簿を作成し、教育長が教育委員会に提出する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成3年7月10日から施行する。

付 則

この要綱は、平成7年7月4日から施行する。

付 則

この要綱は、平成9年6月26日から施行する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成13年8月7日から施行し、この要綱による改正後の小金井市公民館運営審議会委員候補者選出要綱の規定は、平成13年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成17年4月19日から施行し、この要綱による改正後の小金井市公民館運営審議会委員候補者選出要綱の規定は、平成17年4月5日から適用する。

付 則

この要綱は、平成17年5月16日から施行し、この要綱による改正後の小金井市公民館運営審議会委員候補者選出要綱の規定は、平成17年9月9日以降に委嘱する委員候補者の選出から適用する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年3月26日から施行する。

議案第24号

小金井市立学校文書取扱規程の一部を改正する規程

小金井市立学校文書取扱規程の一部を別紙のように改正する。

平成29年10月10日提出

小金井市教育委員会
教育長 山本修司

(提案理由)

市立小・中学校における事務の共同化試行実施及び施設管理業務委託に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市立学校文書取扱規程の一部を改正する規程

小金井市立学校文書取扱規程（平成11年教育委員会規程第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「事務主事」を「学校長が指定する者」に改める。

第8条本文中「施設管理員」を「施設管理員（施設管理業務を委託している場合は、当該業務の受託者を含む。以下同じ。）」に改める。

付 則

この規程は、平成29年10月17日から施行する。ただし、第8条の改正規定は、公布の日から施行する。

小金井市立学校文書取扱規程の一部を改正する規程新旧対照表

改正規程	現行規程	備考
<p>(文書取扱主任) 第2条 省略 2 文書取扱主任は、<u>学校長が指定する者</u>をもってこれに充てる。 (執務時間外の到達文書の收受) 第8条 執務時間外に到達した文書は、<u>施設管理員(施設管理業務を委託している場合は、当該業務の受託者を含む。以下同じ。)</u>がそのまま保管し、翌日文書取扱主任に引き継がなければならない。ただし、翌日が休日等の場合には、交代者に引継ぎ最後の施設管理員が翌日全部を文書取扱主任に引き継ぐものとする。</p> <p>付 則 この規程は、平成29年10月17日から施行する。ただし、第8条の改正規定は、公布の日から施行する。</p>	<p>(文書取扱主任) 第2条 省略 2 文書取扱主任は、<u>事務主事</u>をもってこれに充てる。 (執務時間外の到達文書の收受) 第8条 執務時間外に到達した文書は、<u>施設管理員</u>がそのまま保管し、翌日文書取扱主任に引き継がなければならない。ただし、翌日が休日等の場合には、交代者に引継ぎ最後の施設管理員が翌日全部を文書取扱主任に引き継ぐものとする。</p>	<p>対象者の規定の整備</p> <p>施設管理員の規定の整備</p>

平成 29 年第 3 回小金井市議会定例会（教育委員会関係）

学校教育部

NO	質問議員	会派	表題及び質問の具体的内容等
1	白井 亨議員	小金井をおもしろくする会	市政運営の羅針盤としての長期ビジョンを早急に策定せよ ○学区変更
2	渡辺ふき子議員	小金井市議会 公明党	今こそ小金井市の誇る歴史と文化で町おこしを ○江戸東京野菜の活用について ・日本の食の歴史を学び、学校給食や食育授業に積極的に取り入れるべき
3	遠藤百合子議員	自由民主党・ 信頼の小金井	薬物乱用防止を推進していくために ○教育委員会として各学校の取組の把握
4	河野 律子議員	自由民主党・ 信頼の小金井	毎年、第 1 回定例会では、市長の施政方針とともに、教育長の教育方針を行わないか ～ 高い評価の教育を、更に充実するために ～
5	紀 由紀子議員	小金井市議会 公明党	食育推進と農業振興のために学校給食の地場農産物導入率の向上を ○食育推進のため、小金井市が働きかけ、農家・JA・栄養士・調理師の話し合いの場を設けないか
6	斎藤 康夫議員	こがねい 市民会議	学校給食の安全性 ○食材の残留放射線のチェック体制 ・現状のチェック体制 ・放射線チェックの必要性 ・最低限整備する体制とは
7	田頭 祐子議員	生活者 ネットワーク	子どもを化学物質の影響から守るには ○子どもを香害から守るには ・「香害」への認識と子どもへの影響について ・市の取組は

生涯学習部

NO	質問議員	会派	表題及び質問の具体的内容等
1	小林 正樹議員	小金井市議会 公明党	学童保育の大規模化への対応について ○保育園の待機児童対策に拍車がかかる中で、学童保育の大規模化への方針決定は、「待ったなし」である。
2	岸田 正義議員	小金井市議会 民進党	子育て環境日本一の小金井をつくるために ○学童保育の大規模化 ○放課後の子どもの居場所について
3	渡辺 大三議員	情報公開 こがねい	新市庁舎の床面積を現状と同程度に据え置けば、追加の財源を投下しなくても、図書館本館を床面積を大幅に増やして建て替えることが可能になる。市長は、自らの公約に照らして、それを決断すべきではないか。
4	渡辺ふき子議員	小金井市議会 公明党	今こそ小金井市の誇る歴史と文化で町おこしを ○小金井サクラの復活について ・川崎平衛門没後 250 年の本年、市民が小金井市とサクラの歴史を学び、長く小金井サクラを継承する仕組みを作らないか ・日本におけるサクラの歴史について市民に周知し、広く市民の理解を得る努力をすべき ・小金井市がリーダーシップをとって、名勝小金井サクラの復活を 市民の健康増進について ○運動人口の増加は市民の健康増進に直結する。スポーツ施設のバリアフリー化を進め、運動人口の増加を図るべき ・トイレの洋式化等を計画的に進め、誰でも使いやすい環境整備を ・誰でも使える多目的な運動施設の整備を進めるべき
5	河野 律子議員	自由民主党・ 信頼の小金井	市制 60 周年を記念して、ラジオ体操全国放送の実施をしないか ～ 健康長寿のために。 チャレンジデーを止めた今、市民の運動の必要性を訴えるチャンスに ～ 上水公園グラウンドの管理棟側からグラウンドに降りる階段に手摺りを設置しないか
6	坂井えつ子議員	緑・市民自治 こがねい	障がい理解を深め、差別解消の実現を ○声の雑誌「こだま」をもっと視覚障がい者に周知しないか。
7	篠原ひろし議員	改革連合	がんばれ小金井寄付金（ふるさと納税）制度、クラウドファンディング等を活用した「空林荘」再建築の提案
8	吹春 やすたか議員	自由民主党・ 信頼の小金井	東京 2020 オリンピック・パラリンピック、そしてラグビーワールドカップ 2019 への市の対応について問う。 機運醸成等、市としての対応の充実を図ってはどうか。

教育委員会の今後の日程

平成29年10月10日

会 議 名	日 時	場 所	出 席 者
東京都市町村教育委員会 連合会 管外研修会	10月13日(金)	山梨県立美術館、 山梨大学教育学部 及び同附属小学校	山本教育長
東京都市町村教育委員会 連合会第4ブロック研修会	10月17日(火) 午後3時00分	小金井市商工会館 2階 会議室	山本教育長 福元委員 浅野委員
小金井第二小学校 開校70周年記念式典	10月20日(金) 午後1時30分	小金井第二小学校 体育館	山本教育長 福元委員 岡村委員
平成29年 第1回教育委員会臨時会	10月31日(火) 午後1時30分	801会議室	全委員
小金井第一中学校 開校70周年記念式典	11月2日(木) 午後1時40分	小金井第一中学校 体育館	山本教育長 福元委員 岡村委員
平成29年 第11回教育委員会定例会	11月7日(火) 午後1時30分	801会議室	全委員
平成29年度 市町村教育委員会研究協議会 (第1ブロック)	11月8日(水) 午後1時00分 11月9日(木) 午前9時00分	つくば国際会議場	浅野委員
平成29年 第12回教育委員会定例会	11月21日(火) 午後1時30分	801会議室	全委員
平成30年 第1回教育委員会定例会	1月9日(火) 午後1時30分	801会議室	全委員